平成２１年（フ）第８２４号
岐阜市早田栄町４丁目４番地、住民票上の住所岐阜市岩倉町５丁目41番地２
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０５５号
山形県上山市高松字北谷地300―１
債務者　山口　千博
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４号
東京都品川区中延２丁目11―11
債務者　松島　隆行
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７２号
千葉県四街道市物井1537―15
債務者　篠塚　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７３号
東京都足立区花畑４丁目15―３―204
債務者　平山　伸二
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８９号
神奈川県横浜市磯子区滝頭２丁目28―７―302
債務者　遠藤とし子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０号
青森県南津軽郡大鰐町大字宿川原字川崎27―７、住民票上の住所青森県黒石市追子野木１丁目247―14
債務者　山田　克治
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９１号
千葉県流山市江戸川台東４丁目299―１　ベルピア江戸川台第７―202
債務者　増田ひめの（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９６号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目４―26―105
債務者　伊志嶺恵一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０１号
東京都練馬区土支田３丁目10―２
債務者　宮原スミ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０６号
東京都江戸川区南小岩７丁目19―20
債務者　齋藤　智子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０８号
埼玉県志木市上宗岡２丁目20―57―105
債務者　齊藤美香子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９４号
千葉県勝浦市市野川321―１
債務者　古舘　恭子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３５号
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目85―12
債務者　田村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３６号
東京都福生市大字熊川942―１―103
債務者　花田　利幸
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３７号
茨城県桜川市真壁町酒寄1788―２
債務者　廣瀬　雅通
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部